

(公 印 省 略)
三 生 第 号
令和 8 年 3 月 1 6 日

各 区 長 様

三木市市民生活部
生活安全課長 瀧之脇 雅人

「ニセ警官詐欺」に関する啓発チラシの回覧について（依頼）

春色の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市生活安全行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、警察官を騙った詐欺の被害が全国的に急増しているため、三木警察署から啓発チラシ回覧の依頼がありました。

つきましては、別紙の啓発チラシを各自治会内でご回覧いただき、詐欺被害にご注意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

①三木警察署生活安全課

電話番号：0794-82-0110

②三木市生活安全課生活安全係

電話番号：0794-82-2000（内線 2386）

回覧

事務連絡
令和8年3月16日

各位

三木市市民生活部
生活安全課長 瀧之脇 雅人

「ニセ警官詐欺」に関する啓発チラシの回覧について（依頼）

平素は、本市生活安全行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、警察官を騙った詐欺の被害が全国的に急増しているため、三木警察署から啓発チラシ回覧の依頼がありました。

つきましては、別紙の啓発チラシをご回覧いただき、詐欺被害にご注意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

①三木警察署生活安全課

電話番号：0794-82-0110

②三木市生活安全課生活安全係

電話番号：0794-82-2000（内線 2386）

警戒

ニセ警察詐欺

捜査します

ニヤッ

ニセの警察官

ニセの警察手帳

大変だ!?

電話で警察官を名乗り、SNSに誘導して、「逮捕する」などと言ったり、捜査等の名目で指定口座へ送金させ、金を騙し取る等の手口が多発しています。

本当の警察は

- SNSを使って連絡したり、リモートで取り調べをすることはありません。
- 警察手帳や逮捕状などをビデオ通話やSNSで提示したり、画像を送ったりしません。

不安を感じたり、「詐欺かも?」と思ったら、迷わず相談を! 警察相談専用電話 ☎ #9110 消費者ホットライン ☎ 188 (いやや)

三木警察署・三木防犯協会

信用させて奪う手口、“ニセ警察詐欺”



“潔白の証明”や、“口座の調査”など、捜査等の名目で指定口座へ送金させ、お金を騙し取る手口です。

警察官になりすましたニセモノに注意!

“詐欺の疑いポイント”を確認

- 電話で「捜査対象となっている」「資金洗浄事件の容疑者となっている」などと伝えてくる
- 遠方などで直接出頭できない場合は「リモートで取り調べをする」などと言われる
- メッセージアプリで、警察手帳や逮捕状の画像を送ってきたり、ビデオ電話で見せてくる
- 個人のスマートフォンに、突然、ビデオ電話してくる
- 「犯罪に加担していないことを証明するためだ」などと言って、わいせつな行為を要求してくる

上記の電話を受けた場合は詐欺です

- 電話やビデオ通話を切って、**対面で最寄りの警察署へ相談したり、#9110へ相談しましょう**
- 相手側から提示された電話番号には**折り返さない**ようにしましょう

警察官を装い「口座が犯罪に利用されている」などと電話し、「キャッシュカードの交換手続きが必要」などと言って、カードや通帳等をだまし取る**「預貯金詐欺」**にも注意!

警察官を装って電話をし、「キャッシュカードが不正に利用されている」などと言い、カード保護の名目で訪問してカード等を準備させ、隙を見てカード等をこっそり盗み出す**「キャッシュカード詐欺盗」**にも注意!

末尾「0110」の番号で電話をかけて、警察だと思わせたり、本物の警察本部の電話番号に偽装した電話番号を使用するなど巧妙化しているため注意が必要です。

詐欺犯との接触を防ぐために

警告メッセージが流れたり、自動通話録音機能がある**「防犯機能付き電話機」**を活用しましょう!

犯罪被害防止のためこの通話は録音されます



みんなできめよう!! 国際電話詐欺

詐欺の犯人は、「+1」、「+44」など+(国番号)から始まる国際電話番号を使って詐欺の電話をかけています。

電話をとるとニセの警察官が出たり、自動音声のガイダンスに従って操作をするよう求められることも。



着信番号が「+1」や「+44」等から始まる国際電話番号や非通知の着信、知らない番号からの電話には出ない!

#みんなきめ

固定電話の場合は

国際電話の発信・着信は無償で休止できます。

☎0120-210-364へ連絡を。
(国際電話不取扱受付センター)



携帯電話の場合は

通信サービス提供会社(キャリア)の着信拒否サービスや、国際電話の着信規制が可能なアプリの利用を。



(公 印 省 略)
三 生 第 号
令和 8 年 3 月 1 6 日

各 区 長 様

三木市市民生活部
生活安全課長 瀧之脇 雅人

「自転車への青切符の導入」に関する
啓発チラシの回覧について（依頼）

春色の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市生活安全行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、令和 8 年 4 月から自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」が導入されます。

本制度は、16 歳以上の者が反則行為をした場合に、一定期間内に反則金を納めることで処理される制度です。

つきましては、別紙の啓発チラシを各自治会内でご回覧いただき、交通ルールを遵守し交通安全に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

- ①三木警察署交通課（本制度に関すること）
電話番号：0794-82-0110
- ②三木市生活安全課生活安全係
電話番号：0794-82-2000（内線 2386）

回覧

事務連絡
令和8年3月16日

各位

三木市市民生活部
生活安全課長 瀧之脇 雅人

「自転車への青切符の導入」に関する
啓発チラシの回覧について（依頼）

平素は、本市生活安全行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、令和8年4月から自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」が導入されます。

本制度は、16歳以上の者が反則行為をした場合に、一定期間内に反則金を納めることで処理される制度です。

つきましては、別紙の啓発チラシをご回覧いただき、交通ルールを遵守し交通安全に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

- ①三木警察署交通課（本制度に関すること）
電話番号：0794-82-0110
- ②三木市生活安全課生活安全係
電話番号：0794-82-2000（内線 2386）

2026年4月1日から

自転車への青切符の導入！～

交通反則通告制度

詳しくは
こちら



対象は16歳以上！

こんな違反は
反則金の対象

以下は一例です！



自転車関係事故の構成比や自転車の違反による検挙件数が増加し、取締りに実効性や合理化が求められる中、交通反則通告制度の導入により、比較的軽微な違反については、迅速かつ円滑に処理されることになります。

携帯電話の使用等（保持）

反則金 12,000円



信号無視
(赤色等)



通行区分違反
(車道の右側通行、歩道通行等)



反則金 6,000円

イヤホンの使用※

※ 必要な音が聞こえないなどの場合

一時不停止



無灯火



反則金 5,000円

遮断踏切立入り



反則金 7,000円

二人乗り



並進



反則金 3,000円

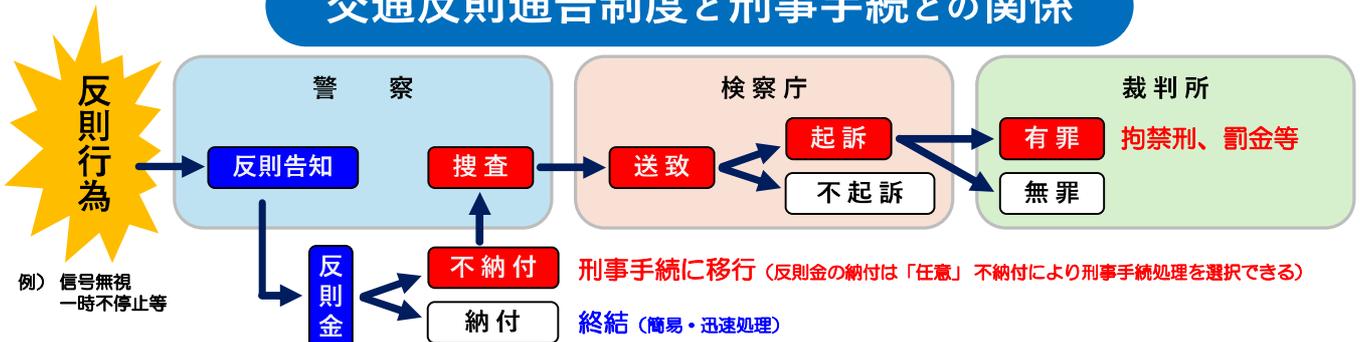
兵庫県警察本部 交通部 交通企画課

令和8年4月1日に施行される 自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為の種類			反則金の額 (円)	反則行為の種類			反則金の額 (円)	
携帯電話使用等（保持） ※1			12,000	指定横断等禁止違反			5,000	
放置駐車違反	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	12,000	車間距離不保持				
		上記以外	10,000	進路変更禁止違反				
駐停車禁止場所等	駐車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	11,000	追い付かれた車両の義務違反				
		上記以外	9,000	乗合自動車発進妨害				
遮断踏切立入り			7,000	割込み等				
速度超過	25km以上30km未満		12,000	交差点右左折等合図車妨害				
	20km以上25km未満		10,000	交差点優先車妨害				
	15km以上20km未満		7,000	緊急車妨害等				
	15km未満		6,000	交差点等進入禁止違反				
駐停車違反	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	9,000	無灯火				
		上記以外	7,000	減光等義務違反				
	駐車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	8,000	合図不履行 ※1				
		上記以外	6,000	合図制限違反 ※1				
信号無視	赤色等		6,000	警音器吹鳴義務違反 ※1				
	点滅		5,000	乗車積載方法違反				
通行区分違反			5,000	軽車両整備不良				3,000
追越し違反				自転車制動装置不良 ※1				
踏切不停止等				泥はね運転				
交差点安全進行義務違反				転落等防止措置義務違反				
環状交差点安全進行義務違反				転落積載物等危険防止措置義務違反				
横断歩行者等妨害等				安全不確認ドア開放等				
安全運転義務違反				停止措置義務違反				
通行禁止違反				公安委員会遵守事項違反				
歩行者用道路徐行違反				通行許可条件違反				
歩行者等側方通過義務違反				歩道徐行等義務違反 ※2				
急ブレーキ禁止違反				路側帯進行方法違反				
法定横断等禁止違反				並進禁止違反				
路面電車後方不停止				軌道敷内違反				
優先道路通行車妨害等				道路外出右左折方法違反				
環状交差点通行車妨害等				交差点右左折方法違反				
徐行場所違反				環状交差点左折等方法違反				
指定場所一時不停止等				軽車両乗車積載制限違反				
幼児等通行妨害				制限外許可条件違反				
安全地帯徐行違反				原付等牽引違反				
被側方通過車義務違反				自転車道通行義務違反 ※2				
通行帯違反			警音器使用制限違反					
道路外出右左折合図車妨害								

※1 自転車を対象（自転車以外の軽車両を除く） ※2 普通自転車が対象

交通反則通告制度と刑事手続との関係



自転車による酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続により処理されます。